

暮らしに役立つ確かな情報をお知らせ

# 上手な暮らし塾

## 自治会

### 地域を元気に！あなたの町の自治会 〜小瀬戸町連合自治会〜

明るく住みよいまちづくりのためにさまざまな取り組みをしている自治会。

今回は、安心できる暮らしづくりを学ぶ「活き活きバス教室」を開催した小瀬戸町連合自治会にお邪魔し、お話を伺いました。

―開催したきっかけは何ですか？

地元企業の長崎バス安全教育センターから、地域住民、特に高齢者の方へ、バスの安全な乗り方についてお話しさせてほしいと相談がありました。自治会としても、交通安全の意識を高める良い機会になると思い、開催を決定。また、この機会を利用して、災害に対する備えなど、他の暮らしに役立つことも一緒に学ぶことにしました。



―当日の様子はいかがでしたか？

まず、市防災危機管理室から防災の話があり、小瀬戸地区の土砂災害警戒区域の地図を見たときは、危険な箇所が多さに驚きの声があがっていました。

次に稲佐警察署から、防犯の話があり、地域のかたが実際に体験した詐欺の電話を題材に、警察署のかたが対策方法を説明しました。

そして、長崎バス安全教育センターによる交通安全のお話とバスの乗車体験では、説明役のかたが危険な乗車事例を演。「バスが完全に止まってから動く」ことの大事さをみなさん、うなずきながら再認識しました。

最後に市高齢者すこやか支援課と西部地域包括支援センターから、高齢者の相談窓口や熱中症などのお話があり、相談窓口を知ることができて安心したとの声が多く聞かれました。



このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課 ☎829・1134

## 消費者

### 不審なはがきによる 架空請求にご用心！

最近、消費者センターには、「不審なはがきが届いた」という相談が急増しています。今年の4月から7月までの4カ月間だけで80件の相談がありました。

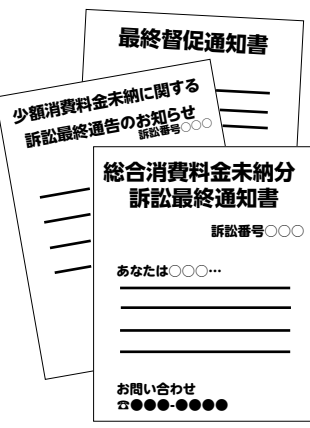
これらのはがきは、女性あてに送られています。過去に契約をした分の未払いがあると思わせ、「民事訴訟の訴状が提出された」「給与・動産・不動産の差し押さえを強制的に履行する」と不安をあおり、訴訟の取り下げなどについて連絡するよう誘導します。

連絡すると、「支払いは今日中に」や「一度支払ってもらって、後で返金する」などと言い、コンビニエンスストアでプリペイドカードを購入して支払うよう指示されます。



一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは大変困難です。

身に覚えのない請求を受けた場合は無視し、絶対に相手には連絡しないでください。



少しでも「おかしいな？」と思ったら、一人で悩まず、身近な人や消費者センターに相談してください。または、消費者庁の「消費者ホットライン ☎188」へおかけください（※郵便番号を入力すると担当の相談窓口へつながります）。

#### メールマガジンで最新情報を発信中！

メールマガジンへ登録すると、市内県内で発生した消費者トラブルなどをメールでお知らせします。次のQRコードから空メールを送ってください。



■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用 ☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時〜午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。